

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融資計画要求書  
(機関名: 独立行政法人日本学生支援機構)

1. 令和8年度の財政投融資計画要求額

(単位: 億円、%)

区分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	5,382	5,147	235	4.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	5,382	5,147	235	4.6

2. 財政投融資計画残高

(単位: 億円、%)

区分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	58,784	59,767	△983	△ 1.6
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	58,784	59,767	△983	△ 1.6

### 3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区分	令和8年度 要求額	令和7年度 計画額	増減
事業計画の合計額	6,452	5,912	540
(内訳)			
第一種学資貸与金(授業料後払い制度)	110	57	53
第二種学資貸与金	6,342	5,854	487

資金計画

(単位：億円)

区分	令和8年度 要求額	令和7年度 計画額	増減
事業計画実施に必要な資金の合計額	6,452	5,912	540
(財源)			
財政投融資	5,382	5,147	235
財政融資	5,382	5,147	235
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	1,070	765	305
一般会計補給金	108	0	108
一般会計交付金	2	2	0
一般会計補助金	43	43	1
財投機関債	1,200	1,200	—
民間借入金	4,312	2,702	1,610
貸付回収金	6,081	6,207	△126
借入金等償還	△9,670	△9,866	197
その他	△1,007	477	△1,485

## 財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名 : 独立行政法人日本学生支援機構)

### <政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

奨学金貸与事業は、日本国憲法第26条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とされており、教育基本法第4条第3項において、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とその必要性が定められていることから、国が責任をもって確実に実施すべき施策である。

一方、民間金融機関が実施する教育ローンは、主に資力のある家計支持者が貸付対象者であることや収益を生むための金利を付加しなければならないなど、信用力・担保力等の基盤が弱い学生等に対しては対応が困難な融資である。

奨学金貸与事業においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することのないよう、安心できる環境を整備することが重要であり、財政融資資金を活用することで、長期・低利の資金で奨学金貸与事業を安定的かつ効果的に運営していく必要がある。

### <民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構では、国の施策としての奨学金貸与事業の目的に基づき、信用力・担保力の基盤が弱い学生等に対し、低利※な貸付を行い、長期にわたって回収するという民間では十分に実施されていないサービスを提供するとともに、貸与期間中における適格認定、返還時における病気・災害・経済的理由等による返還期限猶予、減額返還、死亡・心身障害における返還免除といった、教育的配慮に基づく制度を設けている。

※有利子奨学金の貸与利率（令和7年3月貸与終了者）

利率固定方式：1.641%、利率見直し方式：1.100%

### <有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

奨学金貸与事業は、昭和18年度に旧大日本育英会がその事業を開始して以来、教育の機会均等と我が国の発展を支えてきた人材の育成に大きく貢献するなど、重要な教育施策としての役割を果してきた。

当初は、一般会計からの借入金を貸与財源とする無利子奨学金のみであったが、国の厳しい財政事情を勘案すると一般会計からの借入金のみでは限界があるため、量的拡大を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、昭和59年度から、財政融資資金を活用する有利子奨学金が、新たに創設された。

有利子奨学金は、平成11年度以降、意欲と能力のある学生等を積極的に支援する觀

点から、事業の抜本的な拡充を行い、近年においては貸与基準を満たす奨学生希望者全員に貸与できている状況である。また、制度創設時より、学生等の過度な経済的負担を軽減する観点から、比較的授業料の高額な分野に限り、基本貸与月額に一定の額を増額して貸与する制度を設けるとともに、入学時等の需要に対応した奨学生制度の創設、法科大学院の創設に対応した整備、海外留学する者に対する支援など学生等のニーズ、我が国の国際競争力の強化、グローバル化した社会で活躍できる人材育成といった社会的要請等を踏まえ、逐次、整備・充実を図ってきたところである。

加えて、進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できる機会を確保すべく、給付型奨学生と授業料等減免を併せて実施する高等教育の修学支援新制度を令和2年度に導入している。当該制度の対象とはなっていない大学院段階については、授業料という当面の大きな家計負担が、中長期的な進学の意思決定に過度に影響しないようにするために、在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じた「後払い」とする仕組み（授業料後払い制度）を令和6年度秋より修士段階の学生を対象として導入している。

これらの制度については、意欲と能力のある学生等の修学機会を確保するとともに、経済的な心配をすることなく、勉学に専念できる環境を整備するなどの効果が期待されており、高等教育機関への進学率の向上及び次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に大きく貢献していくものと考えられる。

また、その結果として、あらゆる分野で優れた人材を多く輩出し、我が国の産業・経済社会の発展を支えることで極めて大きな社会的便益を与えてきたものと考えられる。

#### ＜償還確実性又は収益性の確保＞

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

貸付金の回収については、償還確実性を担保するため、①返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、②返還者等の相談に対応するコールセンターの運営、③返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用及び制度の改善充実、④初期延滞債権等の全面的な回収業務委託、⑤法的措置の早期化（延滞12か月以上の者→9か月以上の者）、⑥住所調査の徹底、⑦延滞者の多重債務化防止のための個人信用情報機関の活用等、返還できる者からは返還金を適切に回収するための各種施策を講じている。

なお、機構の業務運営の仕組み上、効率的な運営を行っても不足する事務コストについては運営費交付金が、貸付・借入の利子の逆ざやについては育英資金利子補給金がそれぞれ一般会計から措置されており、加えて死亡・心身障害等により返還免除した債権、本人・連帯保証人及び保証人に対する請求及び督促等適正な債権管理を行った上で破産等により発生する回収不能債権を補填するための経費として、一般会計からの補助金（育英資金返還免除等補助金）により償却財源を補填する仕組みとなっており、償還確実性は担保されているものと考える。

#### ＜財投計画の運用状況等の反映＞

5. 財投編成におけるP D C Aサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度においては、財政融資の対象となる貸与終了額の見込更改等により、財政投融資95億円の運用残が生じた。令和8年度においては、令和6年度の実績を踏まえ、引き続き貸与基準を満たす奨学生希望者全員に貸与することができる適切な事業規模となるよう必要な経費を十分に精査しており、奨学生貸与事業の着実な実施を図るため

の財政融資金を要求している。

円滑な事業を実施するためには確実な財源確保が必要であることから、返還金及び財投機関債等による自己資金の額を十分に精査している。

また、過去の実地監査による指摘を踏まえた機関保証制度の適切な運用や法的処理の着実な実施等を含め、①返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、②返還者等の相談に対応するコールセンターの運営、③返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用及び制度の改善充実、④初期延滞債権等の全面的な回収業務委託、⑤法的措置の早期化（延滞12か月以上の者→9か月以上の者）、⑥住所調査の徹底、⑦延滞者の多重債務化防止のための個人信用情報機関の活用等、返還できる者からは返還金を適切に回収するための各種施策を講じている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	4年度	5年度	6年度
運用残額	82 億円	9 億円	95 億円
運用残率	1.4 %	0.2 %	1.8 %

(注) 「運用残率」は、改定後現額（改定後計画+前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

#### 6. 上記以外の特記事項

特になし

## 財投機関債について

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

### 1. 令和8年度における財投機関債の発行内容

第二種学資貸与金の在学中資金の財源として、民間資金の調達予定額の増加を踏まえ、在学中の利息負担の軽減等を図るため、安定的な資金調達及び金利リスクの分散の観点から財投機関債（日本学生支援債券）の発行を予定。

- イ 発行予定額 1,200 億円  
ロ 発行形態 一般担保付き債券（コーポレート型）とする

(参考) 令和7年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

- イ 発行予定額 1,200 億円  
ロ 発行形態 一般担保付き債券（コーポレート型）とする

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名 : 独立行政法人日本学生支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2025」に盛り込まれた授業料後払い制度について、修士段階の学生を対象とした支援を着実に実施するために必要な額を要求（事業規模110億円）

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日 閣議決定）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3) 公教育の再生・研究活動の活性化

(質の高い公教育の再生)

(略) 急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の拡充など、必要な検討を進める。日本人海外留学生年間50万人・外国人留学生受入れ年間40万人目標の実現に向け、官民一体での支援策の戦略的活用に取り組む。

## 6年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

### 1. 決算についての総合的な評価

無利子奨学金（授業料後払い制度）事業については、貸与残高が1億円となった。これに対応する民間資金借入金残高は1億円となった。

有利子奨学金事業については、貸与残高が64,371億円となった。これに対応する財政融資資金借入金残高は61,109億円、財投機関債残高は2,400億円、民間資金借入金残高は1,579億円となった。

平成20年度において、理財局実地監査での指摘事項を踏まえ、自己査定基準及び償却・引当基準を企業会計原則における原則的な方法である債務者毎の債権管理に基づく新たな算定方法に見直したところであるが、引き続き、回収率の向上（※1）を図り、返還金口座振替制度への加入促進（※2）、法的措置を前提とした請求及び督促の強化・充実、機関保証制度の活用（※3）など返還金回収促進策を引き続き実施している。

#### （※1）当年度回収率

	5年度	6年度
有利子	97.3%	97.2%

#### （※2）振替口座加入率

	5年度	6年度
有利子	98.4%	98.4%

#### （※3）機関保証制度選択率

	5年度	6年度
有利子	56.3%	56.0%

### 2. 決算の状況

#### （1）資産・負債・資本の状況

無利子奨学金（授業料後払い制度）事業		(単位：億円)	
	5年度決算額	6年度決算額	増減
○資産	流動資産	-	1
	固定資産	-	0
○負債	流動負債	-	1
	固定負債	-	-
○純資産	資本金	-	-
	剰余金	-	-

（注）それぞれ四捨五入しているため計数において必ずしも一致しない。

（注）無利子奨学金（授業料後払い制度）は、6年度新規事業のため、5年度決算は行っていない。

### 有利子奨学金事業

(単位：億円)

		5年度決算額	6年度決算額	増減
○資産	流動資産	66,002	64,970	△1,032
	固定資産	131	192	61
○負債	流動負債	8,984	9,342	358
	固定負債	57,148	55,820	△1,328
○純資産	資本金	0	0	-
	剰余金	-	-	-

(注) それぞれ四捨五入しているため計数において必ずしも一致しない。

期中における増減についての主な要因は下記のとおり。

○資産	流動資産	有利子奨学金の回収額が貸与額を上回ったことによる減
	固定資産	未収財源措置予定額の増
○負債	流動負債	一年以内返済予定長期借入金の増
	固定負債	長期借入金の減

### (2) 費用・収益の状況

#### 無利子奨学金（授業料後払い制度）事業

(単位：億円)

		5年度決算額	6年度決算額	差額
○費用	経常費用	-	0	0
	当期純利益	-	-	-
○収益	経常収益	-	0	0
	臨時利益	-	-	-
	当期純損失	-	-	-

(注) それぞれ四捨五入しているため計数において必ずしも一致しない。

(注) 無利子奨学金（授業料後払い制度）は、6年度新規事業のため、5年度決算は行っていない。

### 有利子奨学金事業

(単位：億円)

		5年度決算額	6年度決算額	差額
○費用	経常費用	511	496	△14
	当期純利益	-	-	-
○収益	経常収益	511	496	△14
	臨時利益	-	-	-
	当期純損失	-	-	-

(注) それぞれ四捨五入しているため計数において必ずしも一致しない。